

議第105号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(18) 感染症等対処作業

第6条中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 第4条第18号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき340円とする。

第10条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 人事委員会の定める特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員に対しては、第3条の規定により支給する手当のほかに、人事委員会規則の定めるところにより、予算の範囲内で特別の手当を支給することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条および第6条の規定は、令和2年4月1日から適用する。